

産山村村長交際費支出基準

支出項目	支出内容	支出金額
生 花	祝事、葬儀、告別式又は式典、会議等において、生花や花環等を供する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村民の葬儀の場合献花料として 10,000 円</li> <li>・その他は原則支出しないものとする。</li> </ul>
供 物	通夜、墓参、供養等において菓子、果物等を供する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通夜は原則として供しないものとする。但し、村の各種役職（長に限る）にあるものに対しては清酒 2 升を供する。</li> <li>・墓参りには原則供しないものとする。</li> <li>・供養等においては社会通念上認められる額で 10,000 円以内とする。</li> </ul>
香 料	葬儀、法要等において香料、香典等を供する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則供しないものとする。但し、村の各種役職（長に限る）にあるものに対しては香典を 5,000 円以内の範囲で供する。</li> <li>・村外の役職にある者に対しては香典を 10,000 円以内の範囲で供する。</li> </ul>
祝 金	祝事（起工式、落成式等）又は式典、会議、大会、各種団体の総会等に対して、祝金・御樽等を支出する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の祝事等には支出しないものとする。</li> <li>・村政等関連がある団体に限り社会通念上、妥当と認められる額で 10,000 円以内とする。</li> </ul>
懇親会費	会議、会合等で村政に関する意見交換、情報収集等のため特に必要と認められるものの経費を支出する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会通念上、妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額</li> </ul>
会 費	設立趣旨、運営方針等からその構成員となっている会議、会合等に参加するとき、又は開催趣旨・目的から村政運営上必要と判断される会議、会合等に出席するときで、定められた会費を支出する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議出席に要する費用等について、定められた額</li> </ul>
陣中見舞	各種大会に村を代表して参加する個人・団体等に対して支出する激励費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会通念上、妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額</li> </ul>
渉 外	村政執行上で外部との公の交渉、訪問等のために必要な贈答用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会通念上、妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額</li> </ul>
雑 費	儀礼的な贈答品の購入、名刺の印刷等を行う経費を支出する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会通念上、妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額</li> </ul>